

(仮称)上田市中小企業振興条例 構成(案)

【目的】

中小企業の振興について基本理念及び施策の基本方針を定めるとともに、市及び中小企業者の責務並びにその他の関係者の役割を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の持続的発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【基本理念】

- ① 中小企業者・小規模企業者の創意工夫と自主的な努力を尊重すること。
- ② 中小企業が地域経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという認識のもとに行うこと。
- ③ 市、中小企業をはじめとする関係者の連携・協力により取り組むこと。
- ④ 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営の規模及び形態を踏まえ、必要な配慮をすること。

【責任と役割】

(市の責務)

基本理念及び施策の基本方針にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(中小企業者の責務)

自主的に経営の改善及び向上を図るとともに、人材の育成及び雇用環境の整備に努める。

(中小企業関係団体等の協力)

経営の改善・向上に対して、主体的かつ積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努める。

(金融機関の協力)

資金の円滑な供給、経営の支援その他必要な協力を行うとともに、市が実施する施策に協力するよう努める。

(大企業の協力)

中小企業の事業活動について理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努める。

(教育機関等の協力)

人材の育成、産学の連携を通じた新技術開発に協力するとともに、市が実施する施策に協力するよう努める。

(市民の協力)

中小企業の振興の重要性について理解を深めるとともに、その発展に協力するよう努める。

【施策の基本方針】

- ① 経営基盤の強化及び事業承継の円滑化を図ること。
- ② 創業の促進を図ること。
- ③ 販路開拓の促進を図ること。
- ④ 人材の確保及び育成を図ること。
- ⑤ 働きやすい職場環境の整備の促進を図ること。
- ⑥ 資金調達の円滑化を図ること。
- ⑦ 産学金官の連携強化を図ること。

【意見聴取】

市は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、関係者の意見を聴き、施策に反映するよう努める。

【財政上の措置】

市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。